

議長定例記者会見 会見録

日時：平成 22 年 1 月 7 日 10 時 30 分～

場所：601 特別委員会室

1 発表事項

- ・発表項目なし

（議長）新年最初ということでございますので、改めてご挨拶を申し上げたいと思います。新年明けましておめでとうございます。昨年 1 年間、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。また本年も変わりませずよろしくお願いを申し上げたいと思います。

昨年はお案内のとおり、政権交代という大きな変化のあった年でございます。今年はそのを受けてさらにいろいろなことが変わってくるだろうと思っておりますし、また大いに期待もしているところです。とりわけ、国と地方との関係、新しい政権が地域主権社会を実現していくということが、民主主義の基本であるという認識のもとに、新政権の 1 丁目 1 番地だということをおっしゃっておられます。既に総務省の原口総務大臣の下で、工程表いわゆる原口プランというものが発表されました。いくつかの具体的な道筋というものが見えてきております。2 3 年に向けて、地方政府基本法を制定するというところでございまして、自治法の抜本的な改正ということをお勧めしておりますので、その中身についてはこれからの議論となりますが、大いに期待をしたいと思っております。さらに、自治法の抜本的な改正を前に、前倒しでできることは今年の通常国会からも実施をしていきたいというご意向でございますし、この夏にはそういうことの基本的な考え方である大綱の制定ということも言われております。また、国と地方との協議の場、これもいよいよ実質的なスタートを見ることとなりますので、こういう中で、議会の在り方、また国と地方との関係、またその在り方、こういうことが大いに議論をされて分権改革というものが大きく前進をしていくということを期待しておりますし、また私自身もぜひそうしていきたいところ思っているところです。

全国都道府県議会議長会におきましても、さまざまな動きがございまして、今月の 22 日には私どもの議長会でまとめました緊急の要望・提言というものを、総務大臣の方にも提出をさせていただき、議会改革のことはもちろんでございますけれども、議員の在り方、議会の在り方等も含めてしっかりとご提言を申し上げ、実現を図っていきたく思っているところです。

また、県の方も、第二次戦略計画の最終年度になりますし、当然のことなが

ら第三次戦略計画というものも展望していくという年になるわけでございまして、こういうところに住民の代表たる議会の考え方、意思というものをしっかりと反映させていくということも、極めて大事なことであると思っておりますから、こういうことにも積極的に関わっていきたいと思っております。

来年の4月にはまた私どもの選挙というものを控えておりますので、かなりタイトな日程というか忙しい日程に今年はなってくるのではないかと思っておりますが、しっかりとその職責というものを果たしていきたいと思っておりますから、よろしく願い申し上げたいと思います。最初の記者会見ですので、副議長の方からも一言ごあいさつをお願いしたいと思っております。

(副議長)あらためまして皆様明けましておめでとうございます。私からは、議長の方は改革ということで推進をしていくことの気持ちがひしひしと感ずるのですけれども、私としては三重県の中でも地方ですので、景気回復というのが非常に心に残るところでございます。ただ、求人倍率なんかを見ますと、私どもの方は北勢よりもいいというような数字が出ていますので、こうした不思議な現象もあわせて、今後の景気対策に対して取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方のご指導のほどをよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(議長)今回は特別に報告事項とかそういうものはございませんので、あとは皆様方からのご質問等を受けまして、お話をさせていただきたいと思っております。

2 質疑応答

(質問)今、国と地方との関係について、期待されているとおっしゃっていただきましたけれども、具体的に三重県議会から何か国政に声を届ける、もしくは議長から具体的にどういう方法で、要望を届けるのかというのは今年についてどういうふうに考えていますか。

(議長)先ほど既に申し上げましたとおり、昨年来総務大臣等と全国都道府県議会議長会との間でいろいろ意見交換会をさせていただいております。たまたま私も全国都道府県議会議長会の副会長を仰せつかっておりますので、そういう立場でそういう議論に参加をさせていただいております。既に政府の方の地方制度調査会の第29次のいろいろな答申ですとか、分権推進委員会からの1次、2次、3次に渡る勧告等いろいろなものが出ておりますし、また一連いろいろな議論が出ていることも承知をしております。そういうことを踏まえて、

全国都道府県議会議長会として緊急の要望の取りまとめということをしていただき、総務省との意見を調整しながら、この13日に再度役員会を開きまして、原案を決定させていただき、21日の全国都道府県議会議長会の総会で成案として決議をしていただく予定にしております。それをもちまして、翌22日に総務大臣、各政党全部を回らせていただいて、この実現方お願いをさせていただくということになっております。

それに先立ちまして今月の20日に、私の方からお世話をさせていただきまして、民主党の国会議員の中で、都道府県議会議員経験者約90名おられるのですが、そちらの方々にお声をかけさせていただいて、私ども全国都道府県議会議長会と、民主党の都道府県議会議員を経験された国会の先生方との意見交換会をさせていただく予定です。こういうことで、まずその辺りのところに応援団を作らせていただいて、全国都道府県議会議長会の要望ということにご理解をいただいて、前進をしていきたいなと思っているところです。もちろん、三重県議会独自にも、いろいろなシンポジウムですとか、提言等もさせていただくつもりではありますけれども、それは追々各党派の方々によく相談させていただいたうえで、今年どういうふうな行動をしていくかということは決めさせていただきたいと思っています。

(質問) 昨年末に大阪高裁で、一票の格差について2倍に達するものは憲法違反であるという判断が出たと思うのですが、それより少し前に県議会では現行のままとするというふうな結論が出たと思うのですが、あの判決を受けて10月の国勢調査を待たずに、例えば何かさらに再検討するとか、そういう動きがあるかどうかということと、あともう1つ議長自身2倍に達している現状についてどう思われるのでしょうか。

(議長) 議会の方の選挙区及び定数に関することにつきましては、すでに検討会で議論を積み重ねていただいて、一定の結論を得ておりますので、その結論というのは積み重ねた議論の結果ですから、これは尊重させていただきたいと思っています。既に、三重県議会の一票の格差が、前回の2.07から今度は2.34に大きくなるということは承知しておりますが、今まで言われてきました3倍以内なら何とかご理解いただけるのではないかということの許容範囲の中に入っているのも1つあります。

大阪高裁の2倍を超えるのは違憲ではないかというご判断は、これはこれで裁判所の司法の判断ですから、尊重しなければいけないと思いますが、これがまだ確定になっているとは思っておりません。おそらく、高裁ですので今後最高裁での議論になってくるといいますし、今の衆議院の選挙制度、参議院はも

っとひどいのですが、その下では2倍以内にならないのです。現実ならないことを前提に違憲と言われてもそれは国の方で少しご判断をいただくことになってくるだろうと思っています。

今回の三重県議会の検討会の報告書の中にもありますように、引き続き一票の格差というものはきちんと考えていかなければいけませんし、人口が基本であるという公選法の規定というものは、これは尊重していかなければならないと思っておりますが、各地域、地域でのいろいろな特殊な事情で地域性というものも当然考慮していかなければいけないはずで、とりわけ、こういう地方議会におきましては、それぞれの議員は全体の県の代表であると同時に、地域の代表という2つの性格を有しております。地域のそれぞれの事情、条件、そういうものを背負って議会の方に来ておりますから、そういうところも判断をしなければいけないということです。

今、全国都道府県議会議長会の方の制度研究会の中で、主流な議論になりつつあるのが、人口要件を基本に特殊な条件を加味した基準というのは何かという議論が出てきておまして、これも1つの例ですが、基準財政需要額というものを判断の中に入れていったらどうかということが、かなり議論になってきております。この基準財政需要額というのはご承知のとおり、地方交付税の配分の時に用いられる数字なのですが、人口を基本にそれぞれの地域の面積が広いとか、高齢化が進んでいるとか、寒冷地であるとかさまざまな要件を加味して、補正係数をかけて総務省が出してくる数字なのですが、こういうもので選挙区の定数というものも判断していくということも1つの考え方かなと思っております。検討会の方でも今後の大きな検討要因ということをおっしゃっていただいておりますから、それも考えていかなければいけないと思います。

それと同時に、今、これも全国都道府県議会議長会で議論をし、国の方に今度要請をしている最中なのですが、公選法を改正していただいて、今は郡市でしか選挙区の合区ができないというような実態とかけ離れた部分がありますから、これを今のままでいきますと例えば亀山市は合区できないのですよね。だからそういうところを、法律改正を踏まえたうえで、法が改正されれば亀山の合区等も含めて再度検討するということになりますが、当面来年の選挙にはこれは間に合いませんから、来年の選挙が終了後の検討課題ということになると思います。

(質問) 第三次戦略への関わり方について、どういうふうにしていくかというのはお考えはございますか。

(議長) 私自身のいわゆる議長マニフェスト、今は議会改革試案になっており

ますけれども、その中でも少し述べさせていただいていますが、当然二次戦略の総括をきちんとさせていただいて、その上で三次戦略をどうあるべきかということについて議論すべきだと思っています。

いよいよ執行部の方も三次戦略を視野に入れて、いろいろお考えをいただくということですから、こちらと同時並行で議会の方といたしましても、それは検討会になるのか、プロジェクトになるのか、特別委員会になるのか、これはまだ分からない話なのですが、まず二次戦略の徹底した総括をさせていただいた上で、これから来るべき三次戦略がどうあるべきかということへの議論を議会としてさせていただき、当然知事、執行部の方でもお考えになるわけですから、そちらの方に提言をさせていただくというようなことになってくるのではないかなと思っています。

(質問) 具体的にそのプロジェクトチームをつくるというのはいつ頃なのでしょう。

(議長) 知事、執行部の方の動きを見ながら、それと並行して考えさせていただきたいと思っています。知事の方も三次戦略を考える上では、当然二次戦略についての検証というものが必要になってまいりますから、最終年度ですから実施しながら検証するということになるのでしょうけれども、その歩みと合わせて議会の方も並行してやらせていただきたいと思います。

(質問) 会期制の話なのですが、今検討会で始まったばかりですけど、議長としてはやっぱり1回制の方がいいというお考えですか。

(議長) なかなかナイーブな話なので、難しいと思いますが、2回制を始めてまだ2年ですから、きちんと定着したのかどうかということも非常に難しいところがあると思います。今まで4回制から2回制にするだけでもかなり革命的变化でしたので、それを通年にしていく、1回にしていくということは一気になかなかいかないところもあるのではないかなと思っています。

ただ、私どもが今全国都道府県議会議長会として国の方に要望している中でも、来るべき地方政府基本法の中には、そういうことは非常に柔軟にそれぞれの議会が決められるようにしていただきたいという要望もさせていただいております。基本的なベースだけは法律で決めて、その他の議会の在り方というのはそれぞれの議会が条例で自らの議会の在り方を決めていくという、そういう地域主権の社会というものを提案させていただいておりますので、その辺りの所の動き等も見ながら考えていく必要があるのではないかなと思っています。

いますが、いずれにしても招集権の問題も含めて、国の方に今そういう要望をするという段階になってきておりますから、この動きも見ながら考えていきたいと思っております。

ただ、三重県議会は他の議会に先立って4回から2回にしておりますから、これの検証というのはしっかりとさせていただいて、将来通年にするにしても、当面2回を維持していくにしても、この検証は必要だと思っております。

(質問) 民主党を中心とする連立政権のここまでの動きを見て、普天間の問題とか、あと暫定税率の問題、マニフェスト関連の問題、それから財務相の辞任から菅さんが今度財務相になるという一連の動きを見られて、これまでの感想と評価をどのように考えていますでしょうか。

(議長) 私自身も民主党員ですから、非常に期待をして見守ってまいりました。政権発足3カ月ちょっとですから、まだここで一定の評価をするというのはまだ早いのかなと、そんな思いがしております。それとやはり今までの長い自民党を中心とした政権の後、新しい政権になったわけですから、いろいろ試行錯誤もあると思いますし、当初予定をしていた制度設計が思うように進まないという部分も当然あると思いますが、方向として間違っていないと思っておりますから、大いに期待をしているところです。

とりわけいろいろな事がありますけれども、まず一つは議論が公開されている、つまり国民の目からよく見えるということには大きな僕は評価をしたいと思えます。それと大変ご苦勞をされておりますが、やはり無駄ですとか、ピンハネ、中抜き、一連の天下りに伴うところのさまざまな弊害というものに対して果敢に挑戦をされている姿勢というものは、評価をしていきたいと思っております。

普天間の議論だとか閣内でのいろいろな議論が表に出てくるというご批判もあります。それは今までの政権ですと、事前に官僚レベルで全て調整をされて、最後の結論というものを閣僚が発言をしておりましたので、あまりいろいろな議論というものが表に出てこないのですが、今は官僚の議論ではなしに、いろいろなそれぞれの政治家が自分の思いというものを率直に発言をして、その議論を積み重ねた上で、最後国として一定の意思を確認するという事になると思えますが、そのプロセスでの議論ですから、それはいろいろ表に出てきてもそう不思議ではないのではないかなとこう思っています。

また、事業仕分け等非常に国民の見るところで予算編成の一定の過程というのも明らかになってきておりますし、これも評価できるのかなとこう思っております。しかし、いずれにしてもまだ3カ月ちょっとですから、まだまだこ

れからだと思っていますし、今回の予算編成も非常にタイトな日程の中で前政権の補正予算の見直しから始まって、新しい予算を作るという大変な努力をされているわけですので、そのタイトな日程の中では僕はよくやっていただいているのではないかなと思っています。

来年度予算が今度は本格的な試金石になってくるのだらうと思っていますので、その辺りのところがどうなるのかというのは注意深く見守っていく必要があるだらうと思っています。いずれにしても、大いに期待を持ちつつ、評価できる点というのはたくさんあるとそのように思っています。

(質問) 予算の政府案そのものについてはどう評価されていますか。

(議長) 今のこの財政状況の下では、ある意味ではやむを得ない部分もあるし、ある意味では頑張っていたかかなと思っています。私の個人的に言えば、暫定税率が維持されたということは少し残念なのですが、この財政状況の下で、しかも地方に出来るだけ影響を与えない形で決着を見るということになれば、あれも一つの考え方かと思うところです。

あと、こども手当等も変則的ですけどもスタートし始めておりますし、農家への個別の所得補償もスタートするということですから、また公立高校の実質無償化ですとか、私立高校への所得に応じた12万円から24万円の支援ですとか、こういうものも始まりますから、こういうものが軌道に乗ってくると内需拡大等も含めて景気の改善に役立つのではないかなと期待をしているところです。

(質問) 博物館と病院改革について、2月会議の前に何か説明をされるようにというふうな、それはもう直接知事の方には申し入れをされたのですか。

(議長) 申し入れしました。今最終的な調整をさせていただいておりますが、博物館、県立病院それぞれ全協を開いて、もう一度知事の方からご説明をいただくという段取りで、今調整をさせていただいております。2月10日に議案として出るとすれば出ますので、ですからこの月内にそういう議論をさせていただいて、2月会議に臨めるような体制をとりたいと思っています。

とりわけ県立病院は、今度は工程表が明らかになるはずですから、そういうところの議論もしっかりやっていきたいと思っておりますし、県立病院の方も今までの予算決算の総括質疑だとか、先立っての12月での一般質問ですとか、いくつか議論が出ておりますから、より丁寧なご説明をいただきたいなと思っております。とりわけ県民の皆様方の博物館に対する理解、ご納得というものがど

ここまで進んでいるのかというのは非常に定かではありませんから、そういうところがもし分かるようなご説明がいただければいいのかなと思っています。

(以 上) 10:56 終了